

行方市訓令第3号

行方市廃道敷等の不用残地処分要領の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月11日

行方市長 高 須 敏 美

行方市廃道敷等の不用残地処分要領の一部を改正する訓令

行方市廃道敷等の不用残地処分要領(平成18年行方市訓令第8号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項を次のように改める。

廃道敷等の処分価格は、処分後の使用目的(以下「地目」という。)により、次に掲げる各号のとおりとする。

- (1) 宅地及び雑種地の場合は、各地目の近隣の固定資産評価額相当額
- (2) 前号以外の地目の場合は、市道買収単価額
- (3) 前1号の額が、同地目の市道買収単価額を下回る場合は、その市道買収単価額

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。